

定 款

一般社団法人 日本自動車運行管理協会

一般社団法人日本自動車運行管理協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本自動車運行管理協会（以下「本会」という。）「英文 Association of Japan Vehicle Administration。略称（A J V A）」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自家用自動車管理業（長期的な契約に基づき、自家用自動車の運転、整備、修理、燃料・油脂の購入と給油、備品・消耗品の購入・管理等を請け負う事業をいう。以下同じ。）に関する調査及び研究、研修会、セミナー等の開催、情報の収集及び提供等を行うことにより、同業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自家用自動車管理業に関する調査及び研究
- (2) 自家用自動車管理業に関する指導及び研修会、セミナー等の開催
- (3) 自家用自動車管理業に関する情報の収集及び提供
- (4) 自家用自動車管理業に関する人材育成
- (5) 自家用自動車管理業に関する内外関係機関等との交流及び協力
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、自家用自動車管理業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の事業活動に要する費用に充当するため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 当該会員が解散、もしくは破産したとき。
- (4) 第7条に定める会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 会員が負担する入会金及び会費の額（会費及び入会金規則）
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準（役員報酬等規則）
- (5) 定款の変更
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

ただし、議決権行使書面による議決権の行使の結果、総会の開催前に、複数の役員の選任議案の全てについて過半数の賛成がそれぞれ得られているような場合であって、総会において、議長が複数の役員の選任議案を候補者一括で決議することを出席している議場の全員に諮り、それに異議が出ない等のときは、役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

4 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合は、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長とし、1名を専務理事とし、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)の中から選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、正会員以外の者を本会の理事又は監事とする必要がある場合には、理事9名と監事2名を、総会の決議によって選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で報酬等の基準（役員報酬等規則）に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 本会に、任意の機関において顧問5名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対し意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、引続き委嘱することができる。
- 5 顧問の報酬は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、理事会の開催5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 4 理事会は、3箇月に1回以上開催する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第39条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 常任理事会・委員会

(常任理事会)

第41条 本会は、事業を的確かつ効果的に運営するため、任意の機関として常任理事会を設置することができる。

2 常任理事会は、理事会により選任された会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。

3 常任理事会の審議結果等は、法令及び定款で定める総会や理事会の権限を制約するものではない。

4 常任理事会の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める常任理事会規則による。

(委員会)

第42条 本会は、事業を円滑に遂行するため、委員会を設置することができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、具体的に調査、研究、企画・立案及び実行に関わるとする。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 1 1 章 事務局

(事務局)

第 43 条 本会は、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免し、職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める事務処理規定による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は大槻光雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 3 3 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日)

この定款変更は、平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日から施行する。

(第 2 条 改正 (主たる事務所))

附 則 (平成 2 6 年 6 月 1 1 日)

この定款変更は、平成 2 6 年 6 月 1 1 日から施行する。

(第 2 1 条第 3 項 改正 (役員の選任))